

株式会社アニマシオン 身体拘束適正化のための指針

1. 基本的な考え方

法人及び事業所は、利用者の人権を尊重し、緊急やむを得ない場合を除き原則として身体拘束を実施しない。

2. 身体拘束適正化に向けた体制

①利用者の身体拘束に関わる行動制限については、適切な支援を実施していくために「身体拘束適正化委員会」を設置する。

②「身体拘束適正化委員会」は、法人「虐待防止委員会」が兼務し、委員の構成、役割は「虐待防止委員会」に準じる。

3. 身体拘束適正に関する職員研修

①定期的に研修を実施（年 1 回以上）する。

②新規採用時に身体拘束適正化に関する研修を実施する。

③研修時はその内容を記録する。

4. やむを得ず身体拘束を行う場合の原則

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の3つの要件をすべて満たした場合のみ、利用者・家族への説明及び同意を得た上で行います。

5. 身体拘束を行う場合の手続き

やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に沿って実施する。

①組織による決定と個別支援計画への記載

身体拘束適正化委員会において、拘束による利用者の心身への影響や拘束をしない場合のリスクについて検討し、切迫性・非代替性・一時性の3つの要件をすべて満たしているかどうかを検討する。身体拘束を行うことを選択した場合は、その方法、時間帯、期間等を検討し、個別支援計画に記載する。

②利用者・家族に対しての説明

身体拘束の内容等の取り組みについて、利用者、家族に説明し同意を得たうえで実施する。

③記録と再検討

身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録する。

④拘束の解除

身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、適正化委員会にて検討し速やかに身体拘束を解除する。その場合は利用者・家族に報告する。

制定 2022年2月14日